

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

行政職給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、児童厚生指導員の職務	67	27.35	主事	67			
2級	1 主査の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う児童厚生指導員の職務	26	10.61	主査	26	93	37.96	係員級
3級	1 係長、査察指導員又は主幹の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う児童厚生指導員の職務	33	13.47	係長 主幹	11 22	33	13.47	係長級
4級	1 課長補佐、事務局次長又は総括主幹の職務 2 困難な業務を行う児童厚生指導員の職務	45	18.37	課長補佐 出張所長補佐 東京事務所次長 総括主幹	15 1 1 28	45	18.37	課長補佐級
5級	1 所長、館長又は副参事の職務 2 特に困難な業務を行う児童厚生指導員の職務	30	12.24	所長 副参事	1 29	30	12.24	所長級
6級	1 課長、室長、東京事務所長、出張所長、総括所長又は参事の職務 2 福祉事務所長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長又は選挙管理委員会事務局長の職務	35	14.29	課長 事務局長 室長 出張所長 東京事務所長	27 3 1 3 1	35	14.29	課長級
7級	1 部長、会計管理者又は理事の職務 2 教育部長又は議会事務局長の職務	9	3.67	部長 教育部長 議会事務局長 会計管理者	6 1 1 1	9	3.67	部長級
合計		245	100.0		245	245	100.0	

医療職給料表(1)

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	栄養士の職務	0	0.00		
2級	相当困難な業務を行う栄養士の職務	1	50.00	栄養士	1
3級	困難な業務を行う栄養士の職務	0	0.00		
4級	1 主任栄養士の職務 2 特に困難な業務を行う栄養士の職務	1	50.00	栄養士	1
5級	困難な業務を行う主任栄養士の職務	0	0.00		
合計		2	100.0		2

医療職給料表(2)

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う保健師の業務	0	0.00		
2級	保健師の職務	4	25.00	保健師	4
3級	1 主任保健師の職務 2 係長の職務 3 相当困難な業務を行う保健師の職務	0	0.00		
4級	1 相当困難な業務を行う主任保健師の職務 2 課長補佐又は所長補佐の職務 3 相当困難な業務を行う係長の職務 4 困難な業務を行う保健師の職務	0	0.00		
5級	1 相当困難な業務を行う課長補佐又は所長補佐の職務 2 特に困難な業務を行う保健師の職務	12	75.00	課長補佐 主任保健師 係長 保健師	3 1 5 3
合計		16	100.0		16

研究職給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	学芸員の職務	3	75.00	学芸員	3
2級	相当の知識、経験を必要とする業務を行う学芸員の職務	0	0.00		
3級	高度の知識、経験を必要とする業務を行う学芸員の職務	1	25.00	係長	1
合計		4	100.0		4

消防職給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事の職務	7	7.22	主事	7
2級	主査の職務	22	22.68	主査	22
3級	係長又は主幹の職務	26	26.80	係長 主幹	3 23
4級	1 課長補佐又は総括主幹の職務 2 相当困難な業務を行う係長の職務	26	26.80	課長補佐 総括主幹	1 25
5級	1 課長、副署長、分署長、通信指令室長又は副参事の職務 2 相当困難な業務を行う課長補佐の職務	12	12.37	課長 副署長 副参事	2 2 8
6級	消防次長、署長又は参事の職務	3	3.09	消防次長 署長	1 2
7級	消防長の職務	1	1.03	消防長	1
合計		97	100.0		97

教育職給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	指導主事の職務	0	0.00		
2級	相当の知識、経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	3	60.00	指導主事	3
3級	1 主任指導主事の職務 2 相当高度の知識、経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	1	20.00	主任指導主事	1
4級	1 指導課長の職務 2 高度の知識、経験を必要とする業務を行う主任指導主事の職務	1	20.00	指導課長	1
合計		5	100.0		5

技能労務職給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能技師又は技能主事	0	0.00		
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能技師又は技能主事	0	0.00		
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能技師又は技能主事	0	0.00		
4級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師又は技能主事	0	0.00		
5級	高度の技能又は経験を必要とし、相当困難な業務を行う技能技師又は技能主事	10	100.00	技能技師 技能主事	3 7
合計		10	100.0		10